

介護サービス包括型グループホーム 地域生活体験室 遊牧舎

介護サービス包括型共同生活援助事業（東京都指定 事業所番号 1322303874）
自立生活援助事業（東京都指定 事業所番号 1312304197）
精神障害者自立生活体験事業（江戸川区委託）
法人ショートステイ事業（法人独自の公益事業）

〒132-0035 東京都江戸川区平井3-23-6 TSビル1階
Tel:03-5836-5170 Fax:03-5836-5171 yubokusya@hirai-luminal.or.jp

アクティビティサポートセンターゆい

自立訓練(生活訓練)事業（東京都指定 事業所番号 1312304288）
生活介護事業（東京都指定 事業所番号 1312304288）

〒132-0035 東京都江戸川区平井5丁目14-10 協和物産平井駅前ビル3・5階
Tel:03-5655-7053 Fax:03-5655-7054 yui@hirai-luminal.or.jp

地域活動支援センター こまつがわ

地域活動支援センターI型（江戸川区補助）
精神障害者居住支援事業（江戸川区委託）
精神障害者就労支援事業（江戸川区委託）
精神障害者ピアサポーター支援事業（江戸川区委託）
精神障害者地域生活安定化支援事業（江戸川区委託）

〒132-0034 東京都江戸川区小松川2-9-2-1F
Tel:03-5858-6421 Fax:03-5858-6422 komatsugawa@hirai-luminal.or.jp

相談支援センターくらふと

一般相談支援事業（東京都指定 事業所番号 1332304060）
特定相談支援事業（江戸川区指定 事業所番号 1332304052）
障害児相談支援事業（江戸川区指定 事業所番号 1372301380）
自立生活援助事業（東京都指定 事業所番号 1312304270）
精神障害者地域移行促進事業（東京都委託）
ピアサポーター活用アドバイザー事業（東京都委託）

〒132-0034 東京都江戸川区小松川2-9-2-1F
Tel:03-5858-6025 Fax:03-5858-6026 craft-soudan@hirai-luminal.or.jp

千代田区障害者よろず相談 Light（ライト）

障害者よろず相談事業（基幹相談支援センター／千代田区委託）

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル1F
Tel:03-6269-9755 Fax:03-6269-9754 light@hirai-luminal.or.jp



社会福祉法人
ひらイルミナル

TOPICS

2024

社会福祉法人ひらイルミナル

ANNUAL REPORT
HIRAI-LUMINAL A GOGO!!!!

INDEX

代表挨拶	01
トピックス	02-09
法人紹介	
令和6年度の会議一覧	10
令和6年度の役員等一覧	10
法人理念	11
法人概要	12
沿革	13

総論 代表挨拶

平素より、当法人の運営につきまして、皆様からご理解、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

2024年の流行語の年間大賞は「ふてほど」。昨年放送された宮藤官九郎さん脚本のドラマ「不適切にもほどがある!」の略称。このドラマは、コンプライアンスが厳しく求められる令和と、そうではなかった昭和を行き来する設定で、昭和の時代に登場する表現や行動が、令和の基準では「不適切」とされ、それを「この表現は現在では不適切とされています」という注釈が何度もでる、楽しくも考えさせられるドラマでした。

ドラマにも出た「コンプライアンス」は、利用者、地域住民、職員、行政その他の利害関係者から法人への信頼が損なわれるような、法人価値の毀損を防止することが目的です。よって、法人は法令違反さえしなければよいわけではなく、利害関係者からの合理的な要請、社会的なルールや職業倫理を遵守し、社会的責任に応え、法人価値を守る責務もあります。

意思決定支援や虐待防止強化など、時代が進むにつれ、福祉施策も日々、変革が続きます。価値観や倫理観が大きく変わり、業務の進め方も変化し、多様な働き方がひろがりました。ドラマの中のようにタイムスリップはできませんので、私たちは、知らず知らずのうちに過去の価値観に囚われていないか、定期的に見直すことが必要な時代になりました。

そして、経営は、健全な「守り」の視点をもちながらも、法人の更なる「成長」のために前へ進む両者のバランスが求められます。

昨年度は、生活介護の報酬改定がきっかけで「次世代の柱となる事業の創出」に向き合い、助成金が取れずにお待たせしていたエドフォント事業の事業化を目指し、しっかり人員や組織体制を整え、土台をつくった1年でした。

今年度は、法人にデザイン部(仮名称)を設け、就労継続支援B型事業の参入へ、いよいよ本格始動します。

これから取り組もうとしている就労継続支援B型のエドフォント管理業務は、地域と更なるつながりを模索しながら、社会的意義をもたらすひらイルミナルらしいサービスを考えていきます。

今年度もひらイルミナルへのご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

理事長 河野 文美



なぜ地域移行支援・地域定着支援が必要なのか？

～ひらいミナルの地域移行支援実践～

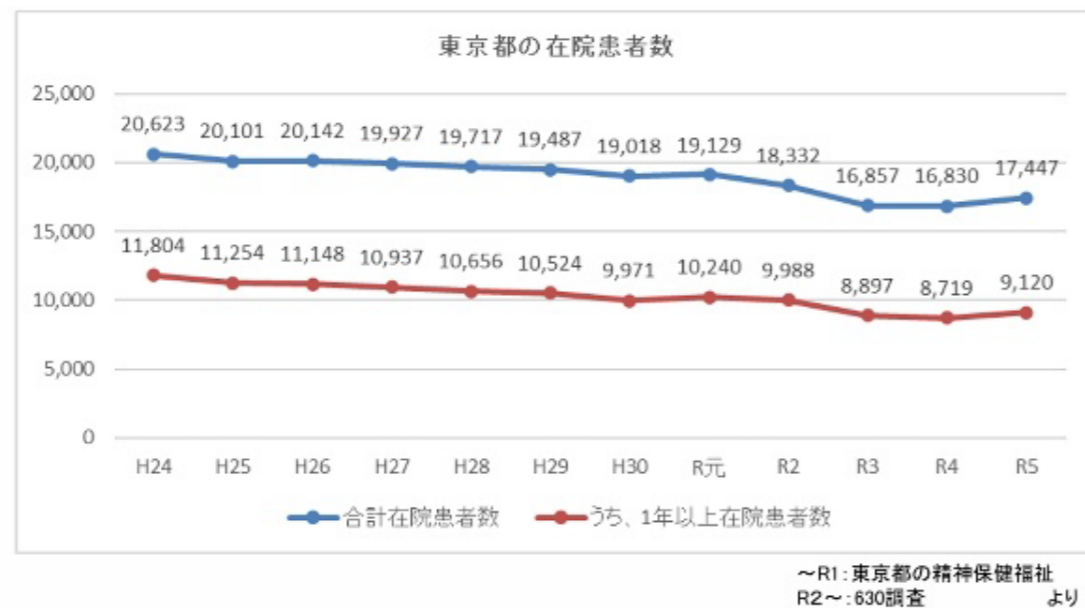
「入院による治療の必要性が低いにもかかわらず、地域社会で暮らすための支援が不足しているために退院できない」。精神科の病棟には、このような「社会的入院」を余儀なくされている方が未だに多くいます。

時代とともに精神障害者を取り巻く環境は変わり、平成5年(1993)には法律に「精神障害者」が定義され、平成7年(1995)には退院できる方を地域に送り出す方針で「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」が打ち出され、平成16年(2004)には「入院医療中心から地域生活中心へ」という政策理念も掲げられました。しかし、以下のデータからも分かるように、令和になった今も、入院中の精神障害者を取り巻く課題の多くは未解決のまま、高齢化という問題に直面しています。地域社会において、精神障害者の方たちを支える体制は、不十分な状況が続いています。以下、包括的に地域生活支援に取り組む当法人の実践も交えて、お伝えします。

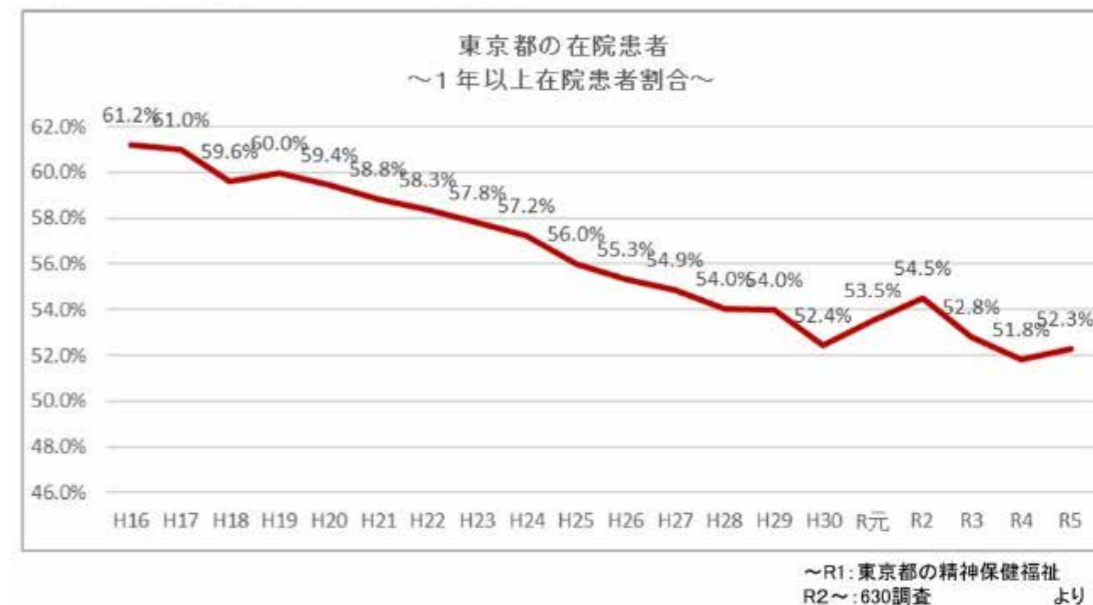
都内における長期入院患者等の状況

52.3%
1年以上入院の患者は

都内の合計在院患者数は17,447人で、そのうち1年以上の入院は9,120人にのぼります。



また、1年以上の在院患者の割合は、減少傾向にはありますが、まだ半数を超えています(令和5年は52.3%)。



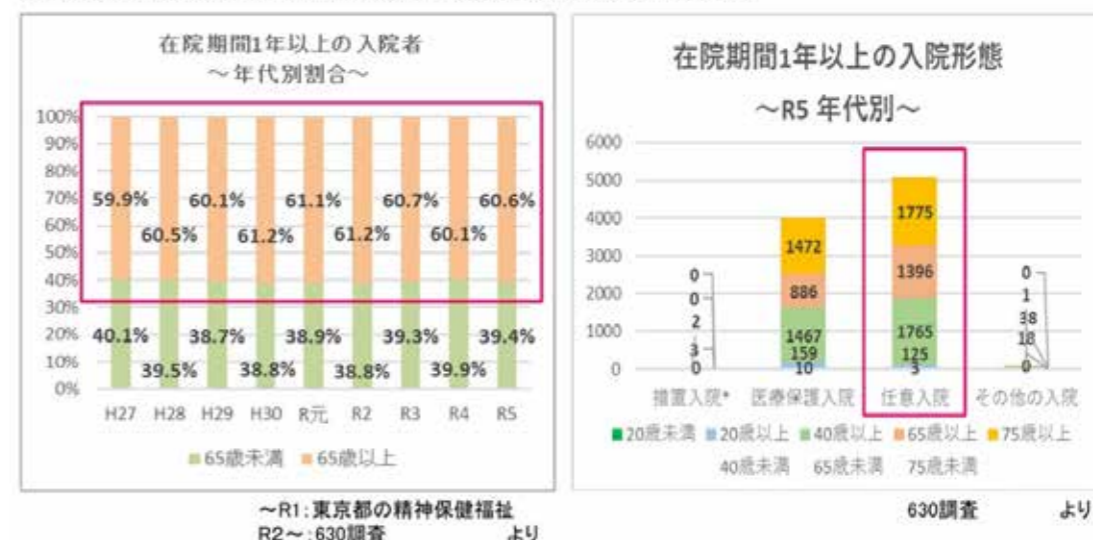
患者さんが地域移行できる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域

在院期間1年以上の入院者のうち、65歳以上の方は約6割に上ります(左のグラフ)。また、在院期間1年以上の入院者のうち、約半数は任意入院です(右のグラフ)。

実際、私たちは東京都地域移行支援促進事業の業務で、多くの病院に携わっていますが、グループホームや精神障害者が借りられるアパートなど、地域で暮らせる受け入れ体制の整備さえあれば退院できる可能性のある方はまだまだたくさんいらっしゃいます。一方で、患者自身の高齢化という課題も顕著に感じています。

高齢化は、地域移行支援の課題ではありません。令和7年(2025)は団塊の世代が75歳の後期高齢者になり、国民の5人に1人が「超高齢社会」に突入する年で、これから日本が取り組まなければならない地域課題です。平7年(1995)に国の指針で進められた地域移行推進から約30年が経過し、高齢化の問題は顕著になり、65歳以上の患者さんが増えました。これからの超高齢社会では、介護保険分野と障害分野の連携の構築は不可欠です。高齢化という地域課題に日本は突入していきませんが、そこにはどのような地域が必要か、それぞれが自分事として考えていく必要があります。

「患者さんが地域移行できる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域」といえます。現在、江戸川区自立支援協議会では、地域生活支援拠点の部会がつけられましたが、「地域生活支援拠点の面的整備に、一人ひとりが意識をもって参画すること」それは、ひらいミナルが大切にしている、一人ひとりの自己実現と誰にとっても暮らしやすい地域づくりという、法人理念そのものです。



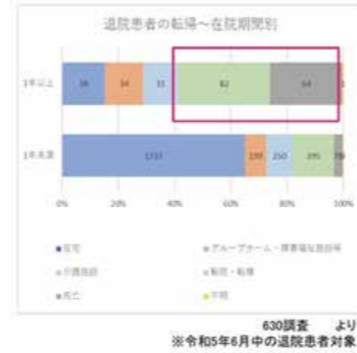
都内の精神科病床からの退院患者転機

地域に戻るのが困難になる場合も

在院期間1年未満の方は青い線があらわすように6割以上在宅に退院しています。しかし、在院期間が1年以上の退院先は、「転院」や「転棟」の割合が多く「死亡」も含めると約6割を占めます(上のグラフ)。

在院期間が1年以上の退院患者は1割未満です。9割の方が1年以内に退院していますが、入院が1年以上経過すると在院期間が長期化しやすくなる傾向があります。

病院によっては、動機づけ、意欲喚起の支援プログラムを行っています。1年以上経過した患者さんは、地域からも病院へ出向き、病院と連携して地域移行支援をする必要性がある対象者といえます(下のグラフ)。



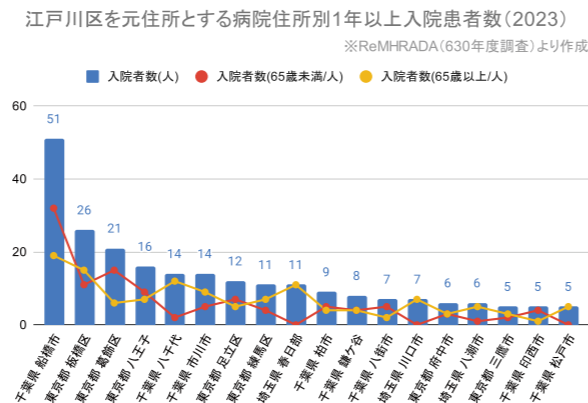
左のグラフは、地域に退院した1年未満在院患者のうち、退院後1年以内の地域での生活日数の平均のグラフです。右のグラフからは、退院後、1年以内に3割が再入院しているということが分かります。退院した後も安心して暮らし続けるために、地域の体制整備が必要だといえます。



1年以内に3割が再入院

江戸川区 精神科病床のない

右のグラフは、江戸川区に住所があり、精神科に1年以上入院されている患者の状況です。江戸川区には精神科病院の入院病床がないため、入院先が非常に広域にわたり分布していることが特徴の一つです。「江戸川区から遠方に入院している」という理由だけでも長期入院等からの退院は難しくなります。故郷へ帰りたいけれども帰れないという方も多くいらっしゃるでしょう。

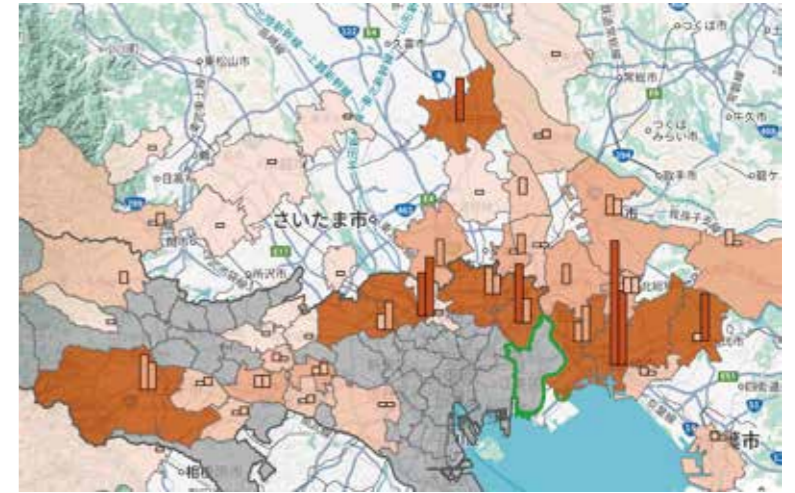


区外への入院

江戸川区の地域移行支援、地域定着支援実績は都内トップクラス

江戸川区の地域生活支援の体制整備

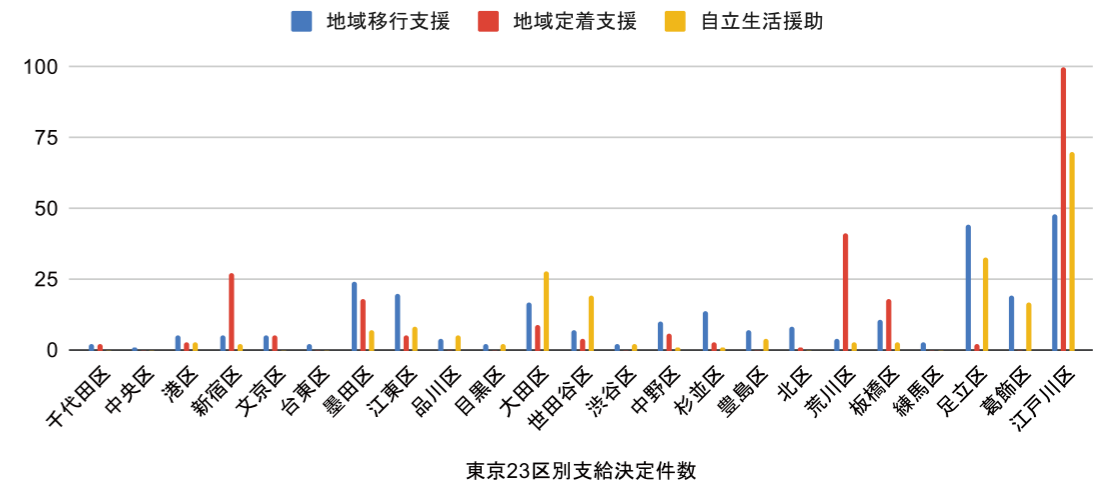
当法人は上述のような状況に対し、地域移行の支援を行うとともに、地域移行後も地域で安定して暮らすことができるよう、地域定着の支援にも力を入れてきました。



下の図から、江戸川区は地域移行支援・地域定着支援の実績が都内で最も多いことが分かります。地域移行支援を担う相談支援事業所は、現在8カ所あります。入院中から体験宿泊を利用しやすい土壌があったことに加え、江戸川区内の事業所同士のネットワークへの前向きな意識や取り組みが波及し、実績につながったと考えます。江戸川区には、前述の通り、精神科病床を持つ病院がなく、遠方に入院していた方が区内へ戻るためには大きな負担がかかります。地域移行支援の更なる体制整備について、今年度地域移行支援事業者と保健所の連絡会が行われました。これを契機に、継続して協議していくことが重要です。

東京23区別地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の給付状況

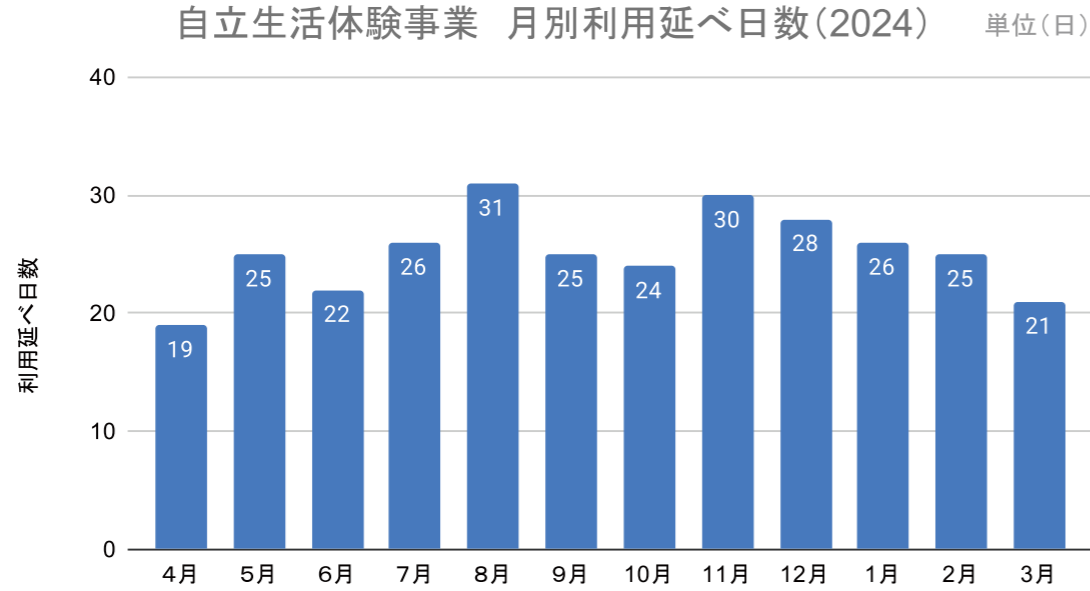
※令和7年度圏域別会議事前アンケートより作成



江戸川区は、地域移行支援・地域定着支援が制度化される以前、平成21年度(2009)から独自に江戸川区精神障害者自立生活体験事業という宿泊体験の事業を開始し、区民で入院生活をしている方と地域生活をしている方に対して宿泊の場を設け、地域生活が身近に感じられるようにするための体制を整えていました。江戸川区は入院できる病院がないからこそ地域が発展してきたとポジティブにとらえることもできます。江戸川区(特に保健所)の特徴は、病院がない地域だからこそ必要なサービスは何か、地域移行から地域で安心して暮らせるまでの制度の狭間のすべてを網羅する仕組みは何かを考えたことにあり、結果として委託事業として体制整備を進めてきたことが、実績につながっています。

こちらは、令和6年度(2024)の江戸川区自立生活体験事業の資料です。本事業は、平成24年度、国が計画相談事業を整備した時に、入院生活をしている方の宿泊については地域移行支援の給付対象に変更されました。現在は、地域生活をしている方々を対象として、当法人与特定非営利活動法人東京ソテリアが受託しています。当法人ではグループホーム遊牧舎が実施事業所となっています。

月別利用日数を見ると居室を使用した日数は年間302日で、需要が高いことがわかります。単身生活やグループホームなど自立した生活を目指す方、体調悪化を防ぐ休息にも使える本事業は、多様なニーズに応えられる、効果的な社会資源の1つといえます。



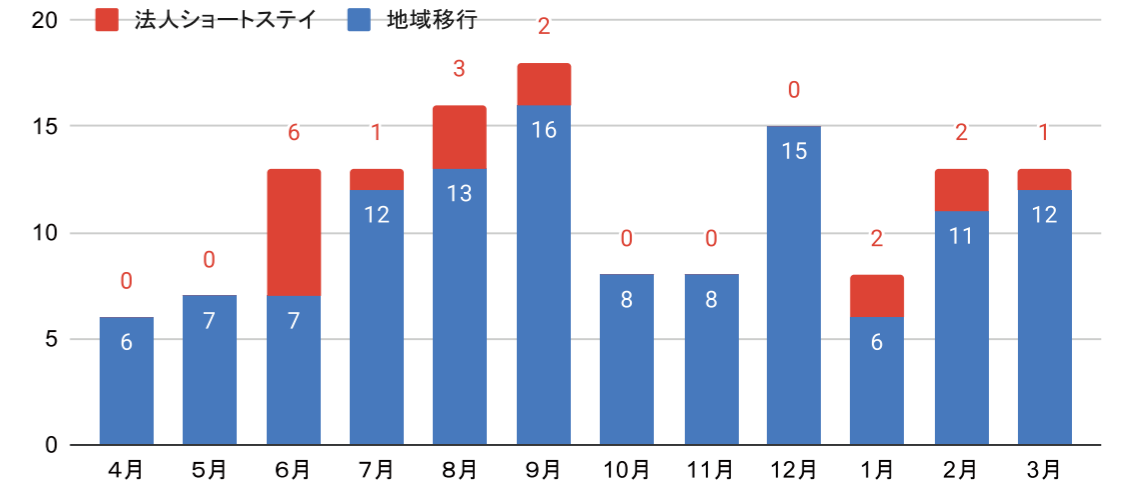
現在、当法人は、以下に説明するように、短期入所事業の運営ができません。そのため、短期入所を必要とするニーズに対しては、公益事業の法人ショートステイ事業という建付けで実施することとしました。法人独自事業であるため、国からの給付はいただけませんので、地域移行支援の給付対象者からの収入、および医療観察法の方々の収入などの利益分を活用して、体験時の居室家賃相当分の負担を補って、地域移行支援のサービスを使う前(プレ地域移行)に体験宿泊サービスが必要な入院患者さんの体験宿泊と、自立生活やレスパイト目的が必要な区外の地域にお住まいの方に対して、無償で支援を行っています。

このように一部無償で支援を提供している理由は、8年要望していた地域活動支援センターI型プロポーザルで、都営住宅の使用が特定非営利活動法人では該当しなかったため、地域活動支援センターI型受託の条件となる社会福祉法人へ法人格の変更をした際「1000万特例」で設立したことが起因です。当法人は、平成30年に江戸川区の多大な協力のもと、3カ月という異例の短い期間で社会福祉法人化を実現していますが、その際、設立に必要な資本金が1000万円の「グループホーム特例」という方法で社会福祉法人化を選択したため、社会福祉法の制度上のルールで、グループホーム遊牧舎は、短期入所事業を運営することが出来なくなりました。

グループホーム特例を廃止し、短期入所事業の運営へ舵を切るには、社会福祉法に則り、1億の資本金が必要ですが、これは早急に用意ができる金額ではありません。

しかし、近隣で体験宿泊を行っている事業所が少なく、当時は体験宿泊ができない事態に大きな混乱が生じ、地域の方々から体験宿泊に対して多くの要望がありました。地域の窓口となる現場の職員から、ニーズに応えたいという強い思いが法人に上がり、現在、一部無償の運営をしています。これからも、地域のニーズに応え、必要な社会資源を提供し続けるために、今後事業をどのように運営するか、協議していく必要があります。

法人ショートステイと地域移行の月別利用日数(2024) 単位(日)



体験宿泊をせずに行う地域移行支援は、精神科病床が無い江戸川区の特性上極めて困難です。入院中から地域生活の疑似体験を経験する中、どのような支援が必要か、どのような生活資源が活用できるかなどを、本人も支援関係者も知ることが地域移行を促すと考えています。江戸川区の体験宿泊を促す土壌が、地域移行支援の実績につながっています。

以下、地域移行支援、地域定着支援の詳細です。令和6年度の地域移行支援対象者は11名、うち6名が退院しました。相談支援センターくらふとは、令和6年度から千代田区の基幹相談支援センターと兼務で、千代田区エリアの計画相談業務を担っています。この数字には、今年参入した千代田区の対象者2名も入っています。千代田区での地域移行支援の実績は、昨年度まで0人でしたが、令和6年度の地域移行者は6名(うち給付対象は2名)です。また、年度末に行ったアート展(名称:オーライ展)も地域移行を区民に知ってもらうために開催しましたが、入院患者や病院関係者にも反響が大きく、地域とのつながりを得る機会となりました。

利用者数の推移 単位(人)

地域移行支援	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
新規契約者数	0	1	0	0	1	0	5	2	2	0	0	0	11
契約終了者数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	2	6
利用者数(講堂ベース)	3	4	2	1	3	3	6	9	11	9	7	8	66

地域定着支援	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
新規契約者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
契約終了者数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
利用者数(講堂ベース)	11	11	10	12	14	15	14	14	14	13	13	13	154

令和6年度の相談支援センターくらふとの地域移行支援対象者の体験宿泊利用実績です。くらふとでは毎月以下の利用状況からも、いかに体験宿泊に力を入れているかということが見て取れます。

単位(人)

地域移行支援の体験宿泊	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
グループホーム遊牧舎	4	5	2	7	4	9	3	6	9	5	6	4	64
ソテリアハウス											1	3	4
ハウス北小岩								1	1	2	2	3	9
自宅		1	1	1						1			4
千葉エリア							1	4					5
合計	5	6	3	7	4	9	4	11	10	8	9	10	

グループホーム
遊牧舎の
地域移行支援及び
プレ地域移行体験
宿泊受け入れ先

相談支援センター
くらふとの
地域移行支援・
地域定着支援の実績

相談支援センターくらふとの
地域移行支援時の
体験宿泊利用件数

江戸川区でも「どこにどんな患者さんがいるのか」、実態調査をすすめ、患者さんは「どんな支援が必要なのか」ヒアリングをすることで、実際に必要な地域の社会資源が分かります。そのヒアリングには、実際にこの街で暮らしているピアサポーターの力も借りて、地域課題やニーズを整理していくことも有効と考えます。地域移行支援を戦略的にアプローチすることが必要と考えます。長期入院患者さんは、長らく入院しているために、「地域に出て暮らすイメージがわからない」、「想像ができない」また、昔は「退院したい」と思っていたも、いろいろなことを諦めてしまった方がたくさんいます。それらの方々が前向きに退院を考えるには、心情的にも時間がかかる方もいらっしゃると思います。時代が変わったからといって、いきなり地域の知らない方がやってきて、自分の退院を勧めてきたら、それは、恐怖、不安でしかないという患者さんいらっしゃると思います。地域移行の動機づけ支援、意欲喚起支援とは、実践では、「退院しましょう」と前のめりに伝えていくことではありません。まずは、病棟内と丁寧にやり取りを繰り返し、地域の方々が病院へ入っていく方法を模索します。地域の風を入れながら、地域のピアサポーター（精神疾患のある、入院経験などの体験があるなど患者さんと通じる経験を有する方々）は患者さんと関係づくりの時間を重ね、寄り添いや共感、自然な会話から地域で暮らしている日常の営みを伝えていく。そんなかわりをしながら、患者さんの意思決定に寄り添う。患者さんが自ら「また前に進んでみようかな」と思えるようなきっかけの種をまく。それを、ピアサポーターが実践する意欲喚起といいます。

例えば、「おむつをしているから退院できない？」と質問する患者さんに対し、「おむつしてる人、いっぱいいますよ。」「自分の通所先にもいますよ」「ヘルパーさんが移動や日常生活を手伝ってくれます」と、ピアサポーターが身近な日常の営みや自分の実体験を発信して、地域の情報をお届けします。それは、患者さんのみならず、病院のスタッフの方々に変化をもたらしました。「〇〇できないから退院できない」という弱みに着目する視点が和らぎ、自立への捉え方に変化が起きていくと、「退院できるかもしれない」と思えるようになる。ピアサポーターの効果は、患者さんのみならず、病院に新しい風を入れる波及効果があります。また遠方の病院の入院患者さんが、自分で「退院したい」と発信し、調整やマネジメントすることはできません。施設症（ホスピタリズム）の方に対し、退院への動機づけを病院だけにお任せするのではなく、病院と地域で連携しあって、地域移行を推し進める必要があります。



(上) ヒーリングライツ：
音楽 OT プログラムの病棟訪問

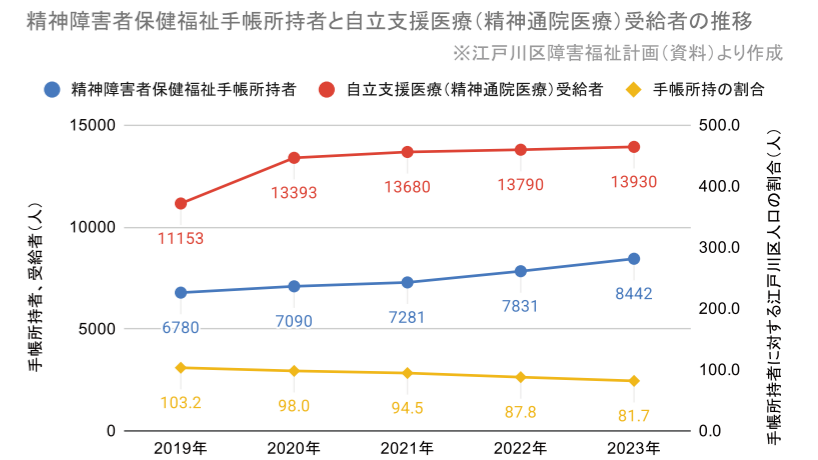
(下) ピア啓発チームとなび：
病院イベント参加し患者さんと交流

精神障害は身近な存在

区民の81人に
1人が手帳を所持

ピアサポーターが
取り組む地域づくり

右のグラフは江戸川区福祉計画にも記載されている、精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数の推移です。いずれも毎年増加しており、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年（2023）現在で8442人。自立支援医療（精神通院医療）受給者は13,930人です。江戸川区の人口は689,576人（2024年3月時点）ですから、およそ81.7人に1人が精神障害者保健福祉手帳を所持しています。精神障害は、誰にとっても身近なもので、他人事ではないのです。



～インクルーシブ教育のピアサポーター実践～

精神障害とは、見た目では分かりづらいこと、症状も対応も配慮も一人ひとり違うことから、理解されにくいという壁があります。ピア啓発チームとなびは、江戸川区精神障害者ピアサポーター支援事業の修了生の有志とスタッフとで協働し、障害の生きづらさや多様な社会を伝えながら、誰もが暮らしやすい社会をつくるための啓発活動をしています。ピア啓発チームとなびは、誰もが安心して暮らせる地域づくりの取り組みの1つ、「インクルーシブ教育」「メンタルヘルスリテラシー教育」のピアサポーター実践として、平井小学校で3年前から、3年生から5年生までの授業を展開してきました。学校との連携も深まり、「保健室にピアサポーターがいたらいい」という提案もあがりはじめています。今後、ピアサポーターが学校教育の場でどのような活躍の方法があるか模索していきます。「メンタルヘルスリテラシー教育」とは、こころの不調や精神疾患についての知識を得ることで、病気を予防し、自分のこころの不調に気づいて周りの大人や友だち、専門相談機関などに相談できる力をつけていくことをめざす教育です。世界保健機関（WHO）によれば、生涯のうち4人に1人は何らかの精神疾患にかかることとされており、その発症のピークは10代後半から20代にあるとのこと。精神疾患は「若者の病気」とも言えます。また子どもたち自身だけでなく、家族、友人、将来の職場の仲間など、誰もが精神疾患と関わる可能性があり、その基礎知識や対処法は生きるために欠かせない情報です。海外では「学校メンタルヘルスリテラシー教育（学校MHL教育）」が積極的に取り組まれている一方、日本では長らく学校カリキュラムに位置づけられてきませんでした。しかし、新学習指導要領において約40年ぶりに精神疾患に関する記述が復活し、高校の保健体育に「精神疾患の予防と回復」が追加され、令和4年度（2022）から実施されています。これは、日本の学校教育において子どもたちが精神疾患について学ぶ大きな機会であり、社会的にも重要な一歩です。こうした流れを踏まえ、本区においても小学校の段階から子どもたちがこころの健康を理解し、相談できる力を養う取り組みを推進する必要があり、当法人はその趣旨に応え、積極的に協力しています。

ピア啓発チームとなび：
平井小学校



理事会

- 第1回 6月6日**
1) 決議事項
(1) 定款変更について
(2) 賃金規定の改定について
(3) 事業報告について
(4) 決算について
(5) 理事監事候補者の決議
(6) 評議員候補者の推薦決議
(7) 評議員選任・解任委員会開催の決議
(8) 評議委員会開催の決議
(9) 報酬改定に伴うアクティビティ
サポートセンターゆいの経営方針について
2) 報告事項
(1) 理事長の職務施行状況

- 第2回 6月8日** (招集手続の省略により開催)
1) 決議事項
(1) 決算について
(2) 理事幹事候補者の決議
(3) 評議員候補者の推薦決議

- 第3回 11月21日**
1) 決議事項
(1) 定款変更および評議員会への提案について
(2) クレジットカード使用規程および経理規程
変更について
(3) パソコン使用規程および誓約書の決定について
(4) 預り金規程の決定について
(5) 第一次補正予算について
2) 報告事項
(1) 事業の中間報告について
(2) 寄附金の受領について
(3) 管理職の人事考課の進捗状況について
(4) 理事長の職務施行状況について

解任・評議員選任委員会

- 第1回 7月9日**
1) 決議事項
評議員3名の辞任および2名の
選任について
(辞任: 井口氏 / 江頭氏 / 白根氏 選任: 芳賀氏 / 吉澤氏)

- 第4回 2月20日**
1) 決議事項
(1) 定款変更の件
(2) 育児・介護休業等規程の件
(3) 第2次補正予算の件
(4) 食事提供に関する利益相反の件
(5) 評議員会の招集の件
2) 報告事項
(1) 寄附金の受領の報告
(2) 理事の職務施行状況の報告

- 第5回 3月19日**
1) 決議事項
(1) 施設長の異動、就任の件
(2) 令和7年度事業計画の件
(3) 令和7年度予算案の件
2) 報告事項
(1) 理事の職務施行状況の報告

評議員会

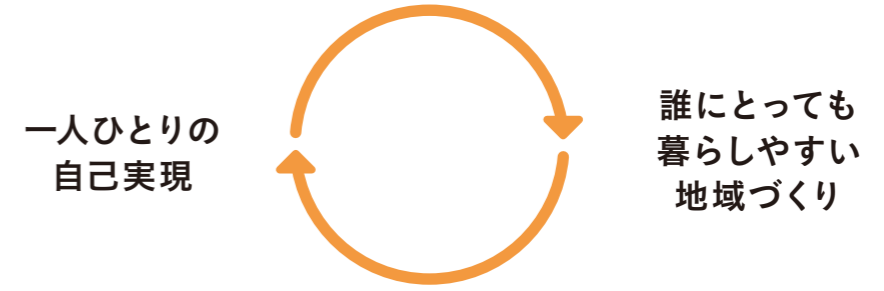
- 第1回 6月24日**
1) 決議事項
(1) 定款変更について承認の件
(2) 令和5年度決算
(計算書類及び財産目録)の
承認の件
(3) 理事2名の選任の件
(藤井氏 / 久保田氏)
2) 報告事項
(1) 令和5年度事業報告の件

- 第2回 3月25日**
(招集手続の省略により開催)
(1) 定款変更の件

法人理念

私たちが目指すこと
(ビジョン)

一人ひとりの自己実現と、誰にとっても暮らしやすい地域づくり



この理念は、ひらイルミナルの力だけでは実現しません。一人ひとりの自己実現にも地域づくりにも地域の方々の力が必要です。私たち法人が提供するサービスを利用する方々のニーズに合った体制を地域の方々からご理解・ご支援をいただきながら創ることが大切だと考えます。

自己実現のために 自分一人では実現が難しいことや、生活上の困りごと。これらは人や社会とのかかわりの中で解決されていきます。私たちは、地域の方々からご理解・ご支援をいただきながら、また関係機関の方々との連携を大切にしながら、一人ひとりに合ったオーダーメイドの支援が提供できるよう常に努めます。

地域づくりのために 障害のある方が抱える困難は、その方個人だけの課題ではなく、その方と地域環境との関係の中で生じている課題とも言えます。私たちは、福祉専門職であると同時に地域で暮らす住民でもあり、その課題を自分ごととして捉えることで、より暮らしやすい地域づくりにつなげます。

私たちは、江戸川区内で障害者福祉サービスなどを展開している社会福祉法人です。日々、一人ひとりの「暮らし」や「生き方」をかたちづくるとともに、暮らしのなかで感じる生きづらさからの解放を考え続けています。障害があっても、「障害者」という言葉に縛られない、一人の生活者として向き合えるように。そんな支援を目指しながら、障害のあるひとそそうでないひと、誰もが暮らしやすい地域づくりをしています。

理事	6名	河野 文美 石井 彩子 會田 真一 坂田 晴弘 遠藤 紫乃 藤井 亘	社会福祉法人ひらイルミナル 理事長 地域活動支援センターこまつがわ センター長 介護サービス包括型グループホーム遊牧舎 所長 千代田区障害者よろず相談Light(ライト) 所長 一般社団法人スターアドバンス 代表理事 一般社団法人東京都相談支援専門員ネットワーク 代表理事
監事	2名	齊藤 栄太郎 児島 史篤	税理士法人齊藤会計事務所 公認会計士 江戸川区認可小規模保育所につこりハウス 園長
評議員	8名	安田 真弓 生駒 真菜 伊藤 逸生 吉田 光爾 志村 優子 北川 由紀夫 吉澤 浩一 芳賀 美行	江戸川区景観まちづくり団体水辺環境創造グループ 代表 法律事務所たいとう 弁護士 いとうメンタルクリニック 院長 東洋大学 ライフデザイン学部生活支援学科 教授 特定非営利活動法人つぼみ 理事長 佐久大学 人間福祉学部人間福祉学科 教授 特定非営利活動法人江戸川区相談支援連絡協議会 理事長 平井東自治会 会長

私たちの
ミッション

私たちが
大切に
する
価値・基本姿勢

ワンストップ	私たちは、受けた相談をたらいまわししません
ケアマネジメント	私たちは、一人ひとりの思いに寄り添い、チームで支援します
アウトリーチ	私たちは、セーフティネットにつながらない方にも手を伸ばします
フットワーク	私たちは、足を使って、顔の見える支援をします
ネットワーク	私たちは、社会資源どうしをつないで、面の支援をします
チームワーク	私たちは、本人を含む皆で支え合う、チームづくりを大切に、取り組みます

中立性	利用者本人を中心とした、様々な関係の間に立つこと
素人性	障害・症状により対象を一方的に区別せず生活者の視点を心がけること
柔軟性	固定的な考え方にとらわれないこと
創造性	必要な社会資源や技術等を創り出すこと
機動性	必要な時に必要なアクションを起こすこと
人間性	自他尊重を基本とし、ともに成長できる関係性をつくること

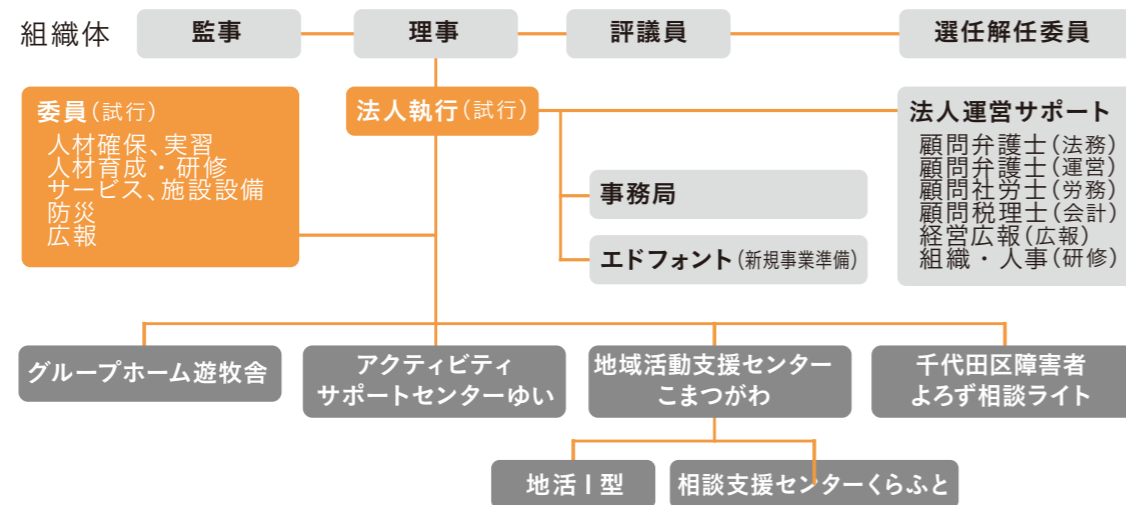
法人名称 **社会福祉法人 ひらイルミナル**
 設立 平成 31 年 3 月 15 日
 法人事務局 〒134-0091 東京都江戸川区船堀 1-4-10 第二乙女屋マンション 702
 電話：03-6661-3434 ファクシミリ：03-6661-3435
 info@hirai-luminal.or.jp
 理事長 河野文美(このふみ)
 従業員数 53名(男性19名、女性34名/令和6年3月末現在)
 内訳(遊牧舎:①8名②2名/ゆい:①7名②10名/こまつがわ:①6名②1名/くらふと:①3名②1名/Light:①6名②1名/事務局:①6名②2名) ※①常勤②非常勤

事業の種類

- | | |
|---|---|
| <p>1. 第二種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 障害福祉サービス事業の経営 ロ. 地域活動支援センターI型の経営 ハ. 一般相談支援事業の経営 <p>ニ. 特定相談支援事業の経営</p> <p>ホ. 障害児相談支援事業の経営</p> | <p>2. 公益事業</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 精神障害者自立生活体験事業の経営 ロ. 法人ショートステイ事業の経営 ハ. 精神障害者ピアサポーター育成事業 ニ. 精神障害者就労支援事業 ホ. 精神障害者居住支援事業 ヘ. 精神障害者居住支援に係る緊急時対応事業 ト. 江戸川区精神障害者地域生活安定化支援事業 チ. 精神障害者地域移行促進事業 |
|---|---|

所轄庁 江戸川区

執行部・委員会の発足



<p>執行部(試行)担当(試行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス、施設整備(ゆいの事業拡大) ・ 人材確保 ・ 人材育成・研修 ・ 防災 ・ 広報 ・ エドフォント 	<p>河野 坂田 森田 會田、森田 高野、坂田 高野、執行部 稲富 森田、小山、河野 森田</p>
--	---

共通の管理ができる法人事務局のプラットフォームづくり

事業所をまたぐ調整、管理 本部機能の整備

事務局の役割と機能のベースを事務局内外と共有し、他事業所とのやりとりが円満になるように、役割や業務整理、情報管理の整備をすすめ、法人運営の基盤づくりに着手しました。法務の全体の仕事を把握するため、前半では新任の事務局長を中心に東京都・江戸川区等とのやりとりを行い、業務の状況を整理しました。理事会・評議員会の運用については昨年までは日程調整から、資料準備まで、全てが順調とは言えなかった部分があります。今年度は年間のスケジュールをたて、それに向けて必要なものを整理し、事務局より適切に発信することで改善を図りました。

沿革

平成 2 年 12 月	墨田区の母体から江戸川区へ「江戸川区西部に作業所をつくる会」を開設
平成 4 年 4 月	精神障害者共同作業所 悠遊舎えどがわ 開設
平成 7 年 4 月	精神障害者共同作業所 悠歩舎 開設
平成 13 年 7 月	特定非営利活動法人 えどがわ悠人会(以下えどがわ悠人会) 法人設立
平成 14 年 10 月	グループホーム遊牧舎 開設
平成 21 年 4 月	江戸川区精神障害者自立生活体験事業を受託
平成 22 年 5 月	東京都指定相談支援事業くる・ゆい 開設
平成 23 年 12 月	特定非営利活動法人ヒーライトねっと(以下ヒーライトねっと) 法人設立
平成 24 年 4 月	ヒーライトねっとが事業譲受(グループホーム・ケアホーム遊牧舎/東京都指定相談支援事業くる・ゆい/江戸川区精神障害者自立生活体験事業)
	自立訓練(生活訓練)事業 アクティビティサポートセンターゆい 開設
	東京都指定相談支援事業くる・ゆいから相談室くるんと名称変更し計画相談実施
平成 25 年 4 月	相談支援センターくらふと 開設
	江戸川区精神障害者地域生活安定化支援事業を受託
平成 26 年 11 月	自立訓練(生活訓練)・生活介護多機能型事業所アクティビティサポートセンターゆいに変更
平成 27 年 8 月	相談室くるん終了し、相談支援センターくらふとへ統合
平成 30 年 9 月	相談支援センターくらふと 自立生活援助開始
	12 月 社会福祉法人申請のため、グループホーム遊牧舎 短期入所事業を廃止
平成 31 年 3 月	社会福祉法人ひらイルミナル 法人設立
	4 月 グループホーム遊牧舎 ひらイルミナルが事業譲受
	江戸川区精神障害者自立生活体験事業 ひらイルミナルが受託変更
	地域活動支援センターこまつがわ 開設
令和元年 6 月	グループホーム遊牧舎 グループホーム特例のため短期入所事業が運営できない課題解決に
	法人ショートステイ事業を開設(社会福祉法人の公益事業)
令和 2 年 4 月	江戸川区精神障害者居住支援事業、江戸川区精神障害者就労支援事業、江戸川区精神障害者ピアサポーター育成事業を受託
	7 月 グループホーム遊牧舎 自立生活援助事業 開始
令和 3 年 4 月	アクティビティサポートセンターゆい ひらイルミナルが事業譲受
	相談支援センターくらふと ひらイルミナルが事業譲受
	江戸川区精神障害者安定化支援事業 ひらイルミナルへ受託変更
	東京都グループホーム活用型ショートステイ事業を受託
	東京都精神障害者地域移行促進事業を受託
令和 5 年 4 月	ピアサポーター活用アドバイザーを含めた、東京都精神障害者地域移行促進事業の受託拡大
令和 6 年 4 月	千代田区障害者よろず相談Light(ライト)を受託